

1 2011 春季生活闘争「基本構想」(連合)

- (1) 「すべての労働者の処遇改善」に向けた 2 年目の闘い
- (2) 賃上げによるデフレスパイラルからの脱却
 - ①金をピーク時水準(1997年)まで復元して企業部門から家計部門への所得移転をはかる
 - ②適正配分の追及
- (3) 非正規労働者への取組みや配分追及の重要性を社会的キャンペーンとして展開する
- (4) 「非正規共闘」の設置
- (5) 政策制度の取組み
 - ①経済の活性化と雇用増加につながる予算編成を求める
 - ②労働者派遣法と有期労働契約等の見直しなど
- (6) すべての組合が取組むミニマム運動課題
 - ①賃金カーブ維持分の確保
 - ②非正規労働者を含めた全労働者の賃金をはじめとする待遇改善
 - ③企業内最賃協定の締結と引き上げ
 - ④総労働時間の短縮、割増率の引上げ
- (7) 中小の格差是正と底上げ
 - ①「中堅代表銘柄」の設定

②時給と月給をつなぐ指標としての時間当たり賃金を示す。

2 全国ユニオンは 2010 春闘での取り組みを継続し、「ディーセントワークの実現をめざす」(第 9 回定期大会方針) 1 年目として 2011 春闘を位置づける。

(1) 生活できる賃金と雇用の確保、均等待遇をめざす

①賃上げ原資として 3%相当額を要求し、
非正規労働者の格差是正・底上げに充当する

②自立して生活できる時間給「誰でもどこでも時給 1200 円以上」をめざす

(1200 円×2000 時間=年収 240 万円以上)

<派遣労働者> 5% 65 円 (時給 1272 円として)

*2010 年 10 月、一般派遣事業所・登録型派遣の平均日給 (10,173 円 : 8 時間換算、前年比 9.6%減) ⇒1272 円/時給×5%=63.6 円≒65 円

<パート労働者> 5% 50 円 (時給 1000 円として)

③企業内最低賃金は時給 1200 円以上をめざす

④非正規労働者の雇用確保のために労働契約の更新、期限の定めのない雇用を求める

⑤労働条件の不利益変更を許さない闘いをすすめる

・労働基準法にそった労働者代表の民主的な選出を求める

・人事評価システムに名を借りた労働条件の不利益変更を認めない

・有期雇用労働者の不当な雇止めを認めない

⑥パワーハラスメントを縛減し働きやすい職場環境をつくる

⑦労働協約闘争を強化する

- ・ 全般的な労働協約のチェックや見直しを行う
- ・ 改正パート法を活用して労働協約の見直しを行う
- ・ 以下の労働協約締結をめざす

a 均等待遇実現のために非正規労働者の雇用条件等をチェックするもの

b 派遣先労働組合として派遣労働者受け入れをチェックするもの

c 内部告発者を保護するもの

d 高齢法の立法趣旨を生かし希望者全員を 65 歳まで雇用延長を行うもの

(2) 社会的労働運動として取組む春闘

①改正派遣法の早期成立をめざす

②合理的理由のない有期雇用を規制する立法化運動をすすめる

③高齢法改正（高齢法の立法趣旨に反する「Q&A」を修正削除し希望者全員の雇用継続を実現させる） 65 歳までの定年延長を求める

④「派遣 請負 Q&A」の撤回と偽装請負の撲滅

⑤改正育児・介護休業法での有期雇用労働者に対する適用要件（「子どもが 1 歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること」）の撤廃

⑥リビングウェイジ（生活保障賃金条例）の制定

⑦倒産・事業所閉鎖・リストラとの闘い

a 公的雇用創出を求める

b 国際オペレータ通話の復活と雇用確保を求める「au ボイコット運動」（派遣ユニオン・KDDI エボルバユニオン）の支援

c 鴨川ヒルズリゾートホテル闘争（なのはなユニオン）の支援

⑧労働会館の廃止撤回運動（武庫川ユニオン）の支援

（3）5000人の全国ユニオンをめざす春闘時の仲間づくり

3 闘いの進め方

（1）すべてのユニオンで春闘に取り組む

①企業内で春闘交渉を行う

②社会的労働運動として取り組む春闘」として設定された課題で・集会・学習会・地域宣伝・労働局等の行政組織への要請行動などを行う

（2）具体的な取組み

①派遣切りホットライン（12月4日から12月5日）

②通勤費非課税キャンペーン（2月4日）

③春闘開始集会（2月18日）

④有期雇用の雇止めホットライン（3月1日から3月2日）

⑤ 連合春闘中央集会（3月第1土曜日）

⑥ 春闘1日アクションと厚労省交渉（3月18日）

⑦ 連合メーデー（4月29日）

⑧ 全国ユニオンメーデー（5月1日）

⑨ 草莽塾：相談スタッフ育成講座（5月27日から5月28日）